

令和4年度第2回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和5年（2023年）2月9日（木）午後2時～

場 所 中央市民会館 5階 第4～6会議室

次 第

1. 開 会

2. あ い さ つ

3. 議 事

（1）令和5年度越谷市国民健康保険特別会計当初予算(案)について …… 資料1

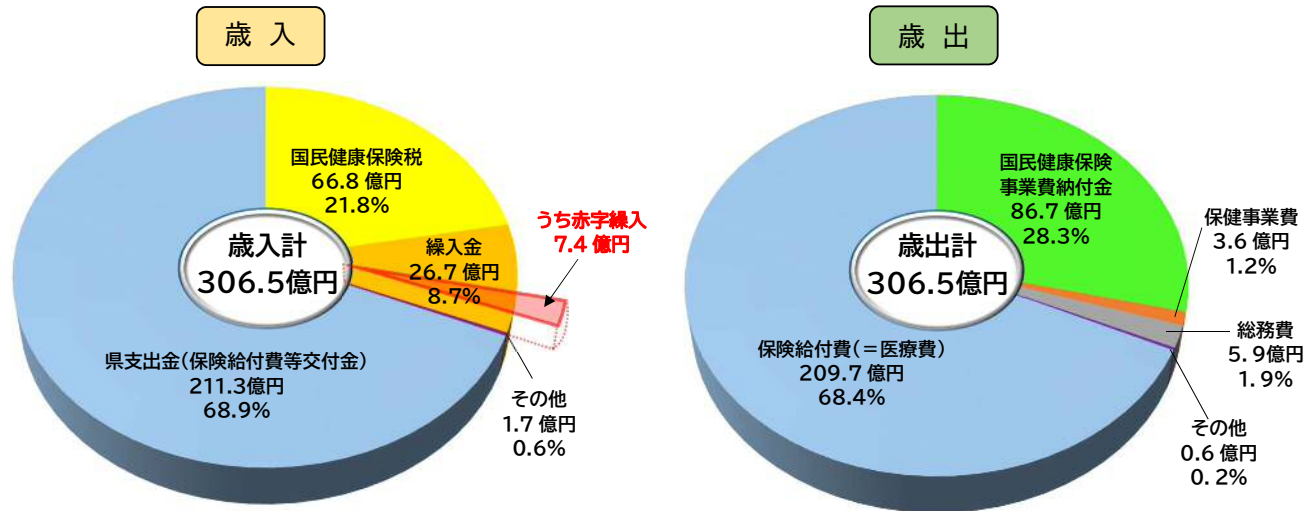
（2）令和5年度の保健事業（案）について …… 資料2

（3）令和5年度の制度変更予定について …… 資料3

4. そ の 他

5. 閉 会

令和 5 年度 越谷市国民健康保険特別会計 当初予算(案)について



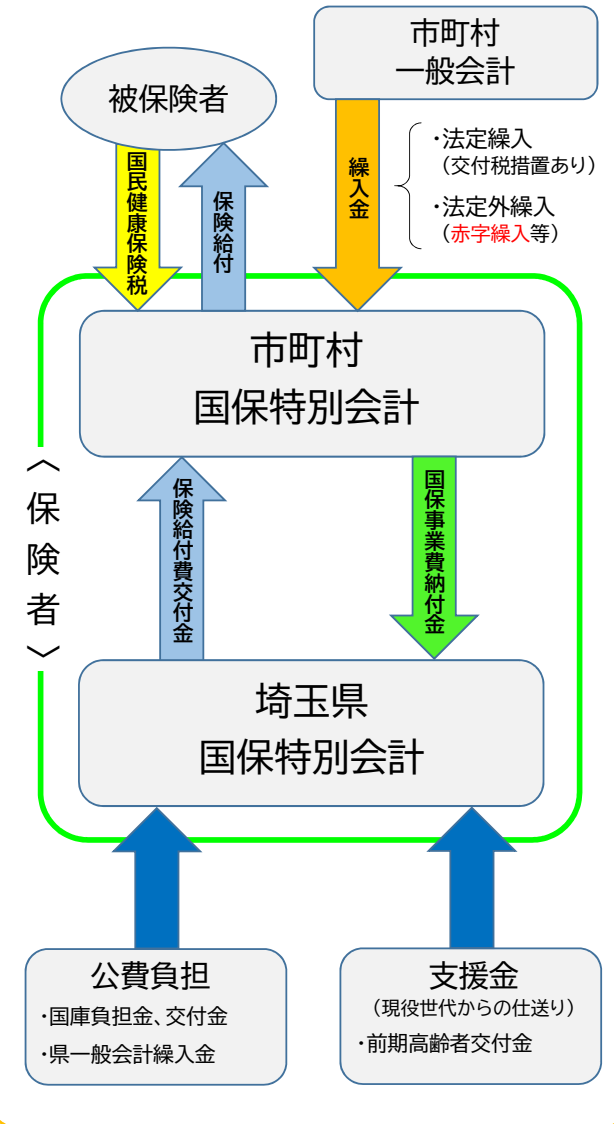
〈歳入〉

区分(款)	令和5年度 (千円)	令和4年度 (千円)	増減		区分(款)	令和5年度 (千円)	令和4年度 (千円)	増減	
			額(千円)	率(%)				額(千円)	率(%)
1 国民健康保険税	6,677,530	6,849,040	▲ 171,510	▲ 2.50	1 総務費	593,080	594,280	▲ 1,200	▲ 0.20
3 国庫支出金	10	10	0	0.00	2 保険給付費※2	20,973,310	21,119,560	▲ 146,250	▲ 0.69
4 県支出金	21,127,000	21,301,000	▲ 174,000	▲ 0.82	3 国民健康保険事業費納付金	8,669,900	8,883,600	▲ 213,700	▲ 2.41
5 財産収入	10	10	0	0.00	医療給付費分	5,691,900	5,990,100	▲ 298,200	▲ 4.98
6 繰入金	2,670,000	2,760,000	▲ 90,000	▲ 3.26	後期高齢者支援金等分	2,174,900	2,012,500	162,400	8.07
その他一般会計繰入金※1	788,000	839,000	▲ 51,000	▲ 6.08	介護納付金分	803,100	881,000	▲ 77,900	▲ 8.84
7 繰越金	107,000	52,000	55,000	105.77	5 保健事業費	361,690	351,960	9,730	2.76
2.8 諸収入他	68,450	47,940	20,510	42.78	4,6,7,8,9 諸支出金他	52,020	60,600	▲ 8,580	▲ 14.16
合 計	30,650,000	31,010,000	▲ 360,000	▲ 1.16	合 計	30,650,000	31,010,000	▲ 360,000	▲ 1.16

※1 地方単独事業の波及増分の繰入れを含む

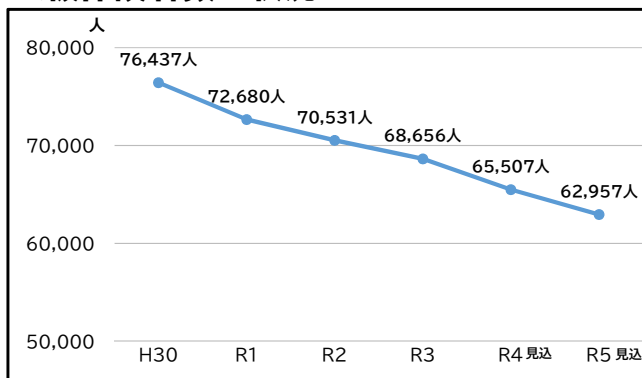
※2 出産育児一時金・葬祭費・審査支払手数料を含む

広域化後の国保財政の仕組み



国民健康保険特別会計の状況

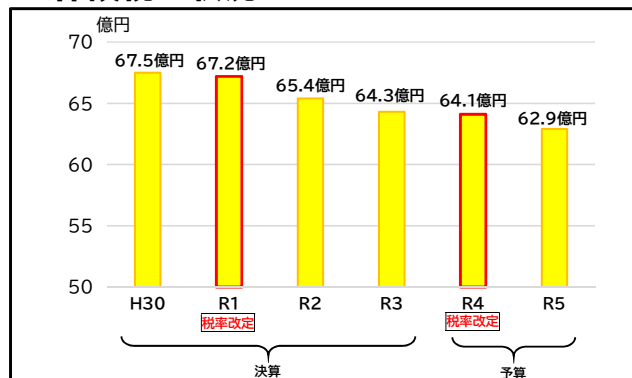
1.被保険者数の状況



○ 少子高齢化や被用者保険の適用拡大等により、被保険者数は減少が続いている。

(注) 被保険者数は、年度の平均人数。

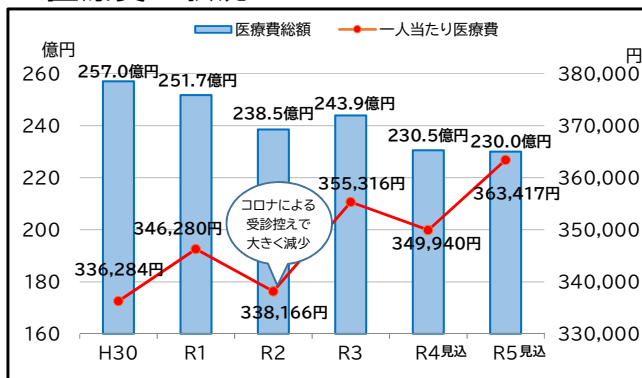
4.保険税の状況



○ 被保険者数の減少に伴い、保険税総額は減少傾向にある。
○ ただし、税率改定をした年度は、ほぼ横這いとなっている。

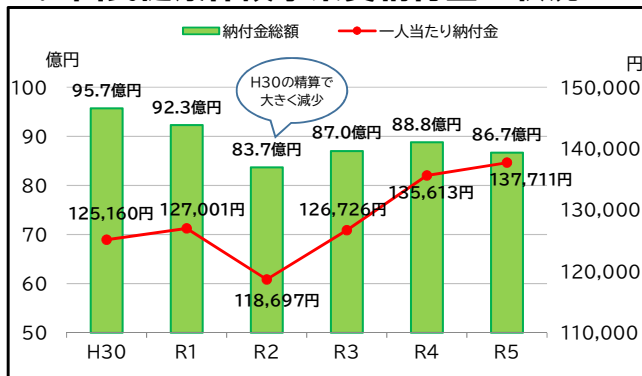
(注) 金額は現年課税分。

2.医療費の状況



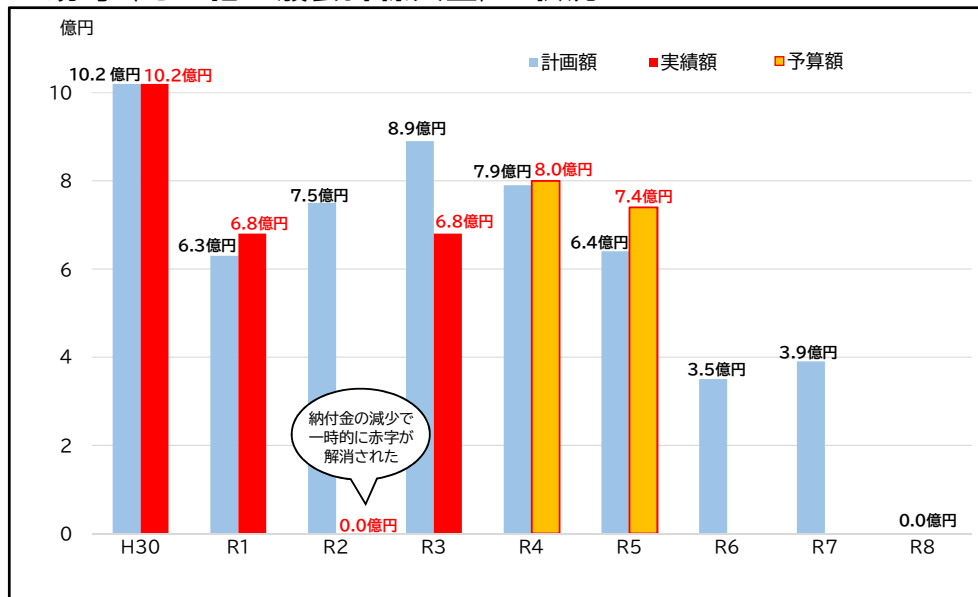
○ 被保険者数の減少に伴って、医療費総額は減少している。
○ 一方で、1人当たりの医療費は、高齢化や医療の高度化などで増加が続いている。

3. 国民健康保険事業費納付金の状況



○ 被保険者数の減少に伴って、納付金総額は減少傾向にある。
○ 一方で、1人当たりの納付金は、医療費の増加に伴って、増加傾向にある。

5.赤字(その他一般会計繰入金)の状況



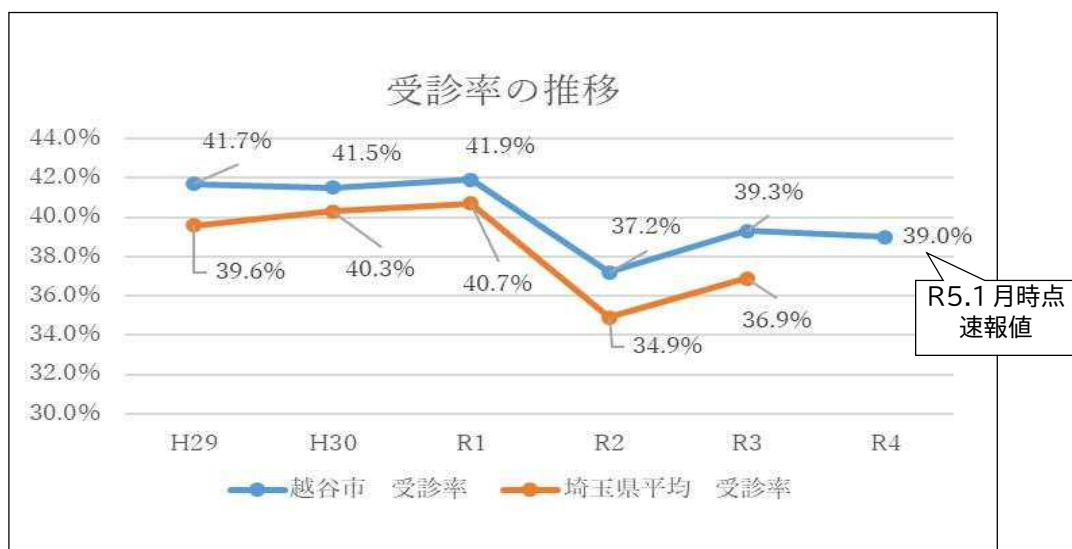
○ 赤字は概ね計画どおり削減が進んでいる。(令和4年度の赤字額は決算ベースでは令和3年度と同程度以下まで減少する見込み)
○ 令和5年度予算では、計画より1億の増となっているが、決算では計画程度には減じる見込み。

令和 5 年度の保健事業(案)について

国民健康保険では増え続ける医療費への対策が大きな課題となっています。医療費を縮減するためには、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などの取組みが重要となります。越谷市では、以下のような保健事業を計画的かつ効果的に実施することで医療費の縮減に努めています。

1. 特定健康診査(27,650 万円)

生活習慣病は自覚症状が少なく、気づかないうちに進行してしまいます。そのため、生活習慣病にかかりやすくなる40歳以上の国保加入者を対象に、生活習慣病を予防・早期発見するための特定健康診査(身長・体重・腹囲・血圧等の測定、尿検査、血液検査など)を無料で実施しています。



2. 特定健康診査の未受診者勧奨事業(1,000 万円)

国保の特定健康診査の受診率は40%程度と社会保険に比べて低いことから、受診率向上対策として、医療機関や自治会掲示板へのポスター掲示や自治会回覧板などで周知啓発活動を行うとともに、未受診者に対しては、受診勧奨ハガキの送付や電話での勧奨を行っています。また、令和4年度は受診者に抽選で景品が当たるインセンティブや、コバトン健康マイレージのポイント付与を行うことで受診率の向上を図っています。

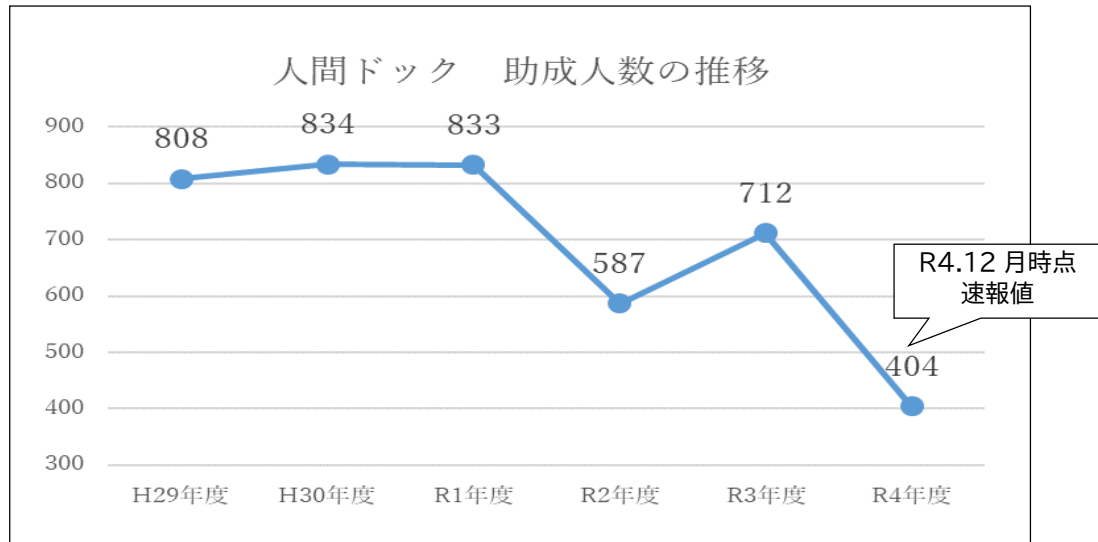
【未受診者勧奨の実績】

年度	受診勧奨ハガキの送付	送付件数	電話での勧奨	架電件数
R4	未受診者の直近の健診受診状況などを5パターンに分類し、それぞれの分類に合った内容の勧奨ハガキを送付	25,513 件	勧奨ハガキを送った未受診者のうち、直近3年間の健診の受診が不定期である方に電話による勧奨を実施	2,659 件

3. 人間ドック検診料助成事業(870 万円)

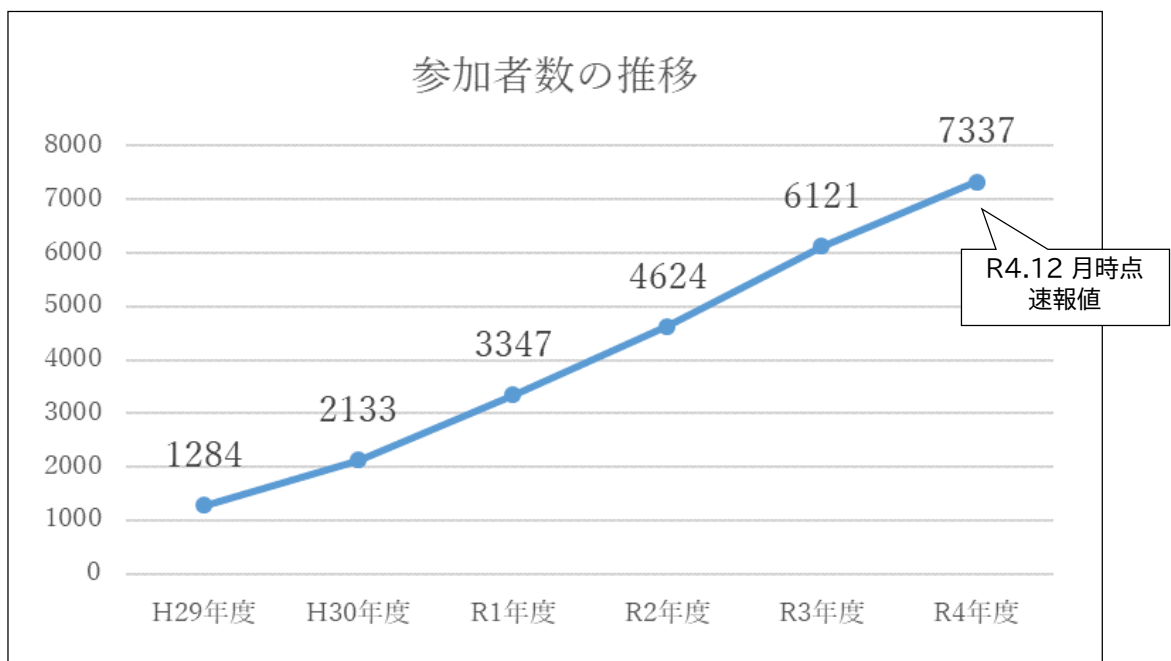
市が実施する特定健康診査ではなく、より多くの検査を行う人間ドック検診を受けられた方に対して、健康の保持増進を図ることを目的に、人間ドックの検査に要した費用の一部を助成しています。

対象は40歳以上の市の特定健康診査を受診していない国保加入者で、1万円を上限として人間ドックの検診費用を助成しています。



4. 埼玉県コバトン健康マイレージ事業(126 万円)

歩いた歩数や各種検(健)診の受診、健康教室の参加などに対してポイントを付与し、貯まったポイントによって抽選で市や県内の特産品等を提供する「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」を埼玉県と県内市町村とで共同で実施し、手軽に楽しみながら参加者の健康づくりを支援しています。



5. 特定保健指導(2,350 万円)

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対し、食生活の見直しや適度な運動などで生活習慣を改善するプログラムを行う特定保健指導を実施しています。この保健指導により、生活習慣病を予防・改善し、対象者の健康増進と医療費の縮減に繋がっていきます。

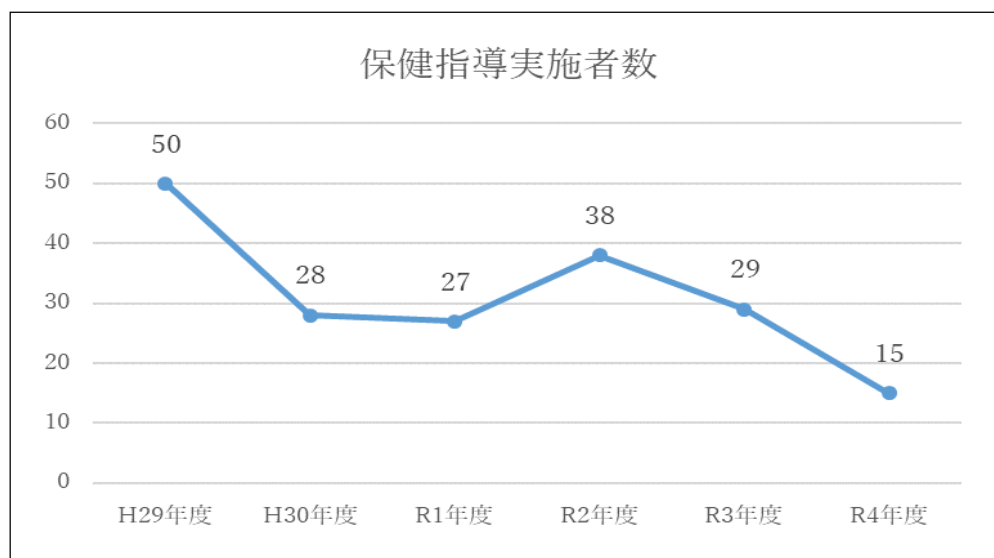
令和4年度は参加者を増やすため、参加者へ抽選でいちご狩り券が当たるインセンティブを準備し、参加率の向上を図っています。



6. 糖尿病性腎症重症化予防対策事業(1,000 万円)

特定健康診査の結果、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関への未受診者と受診中断者を医療に結びつける「受診勧奨」と、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化リスクが高い患者に対して「保健指導」を実施することで、糖尿病患者が人工透析へと移行することを防止しています。

この事業は、平成28年度から、埼玉県・埼玉県国民健康保険団体連合会・県内市町村との共同事業として実施しています。



7. 健診異常値放置者・治療中断者重症化予防事業

特定健康診査の結果、血圧や脂質の値が受診勧奨値にもかかわらず、医療機関を受診していない方に対し、医療機関への受診を促す通知を送付し、生活習慣病が重症化することを予防しています。

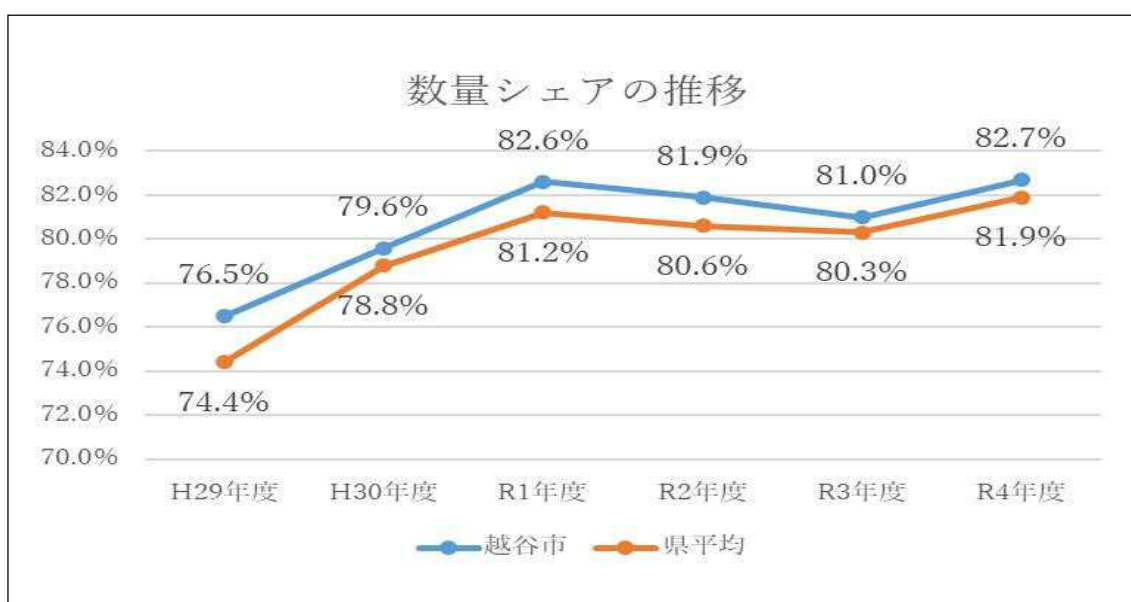
今年度は、令和4年6月から8月に健診を受診した 129 名に対し、通知を1月に送付し、9 月から 11 月に健診を受診した方には3月送付予定です。

また、今年度は越谷市医師会様のご協力のもと、健診の結果、心房細動の所見があるにもかかわらず医療機関の受診が無い可能性のある方への通知も予定しています。

8. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書

同一の効能・効果があり、新薬と比べて安価である後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用を促進するため、高血圧、脂質異常症、糖尿病に関する医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月の自己負担額を100円以上安くできる方に、利用差額通知書を年2回送付しています。

政府は、ジェネリック医薬品の普及が患者負担の軽減と医療保険財政の改善に資するとして、ジェネリック医薬品を積極的に推進しており、数量シェアを80%以上にする目標が設けられましたが、本市では令和元年度にこの目標を達成しています。



9. 重複頻回・服薬対策事業

同一疾病の診療で複数の医療機関に受診している方や同一薬効の調剤の投与を重ねて受けている方(本人)及びその家族に対し、保健師が適切な療養方法などの指導を行い、対象者の健康保持と早期回復を目指しています。

また、同一月内に10種類以上の医薬品の処方があり、複数医療機関の受診がある多剤服薬者に、服薬している薬の確認を促す通知を送付しています。

【重複頻回・服薬対策事業の実績】

年度	内 容	実施人数
令和 4 年度	文書による通知指導	18 人
	電話指導	5 人
	多剤服薬者に対する通知	57 人

令和5年度の制度変更予定について

1. 課税限度額の引上げ

(1)概要

国民健康保険税には課税限度額(上限額)が設定されており、地方税法施行令が改正されたことに伴い、令和5年度から限度額を102万円へと引き上げます。

	令和4年度	令和5年度	引上げ額
基礎課税分(医療分)	63万円	65万円	+2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	20万円	+1万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
合 計	99万円	102万円	+3万円

(2)引上げによる影響

- ・限度額まで達する世帯は約1,000世帯の見込み。(R4.12月末現在43,491世帯中)
- ・限度額の引上げで、全体の課税額は約3,000万円増額となる見込み。
- ・限度額に達する収入は、給与収入であれば1,030万円程度。
- ・低所得であれば限度額まで達しないため、基本的に低所得者に影響はない。

(3)その他

- ・条例の改正は令和4年12月定例会で議決済み。
- ・本市では法令の改正から1年遅れで引上げを実施しているが、県内の63市町村のうち22団体が令和4年度から引上げを実施している。
- ・令和5年3月にも限度額を104万円(+2万円)とする法令改正が予定されている。

2. 出産育児一時金の引上げ

(1)概要

健康保険法施行令で定める被用者保険の出産育児一時金が48万8千円(産科医療補償制度の加算額1万2千円を加えると50万円)へと8万円引き上げられるため、本市国保でも令和5年度から同額へと引き上げる予定です。

	令和4年度	令和5年度	引上げ額
基本額	40万8,000円	48万8,000円	+8万円
産科医療補償制度加算額※	1万2,000円	1万2,000円	—
合 計	42万円	50万円	+8万円

※産科医療補償制度加算額とは、分娩時に重度脳性麻痺となった場合に補償等を受けるために支払う掛金分の加算額。

(2) 引上げによる影響

- ・引上げによる影響額は、令和5年度で1,920万円の負担増となる見込み(8万円×年間見込件数240件)。
- ・ただし、出産育児一時金は、国が定めた繰出基準によって3分の2が一般会計から繰入れられるため、残りの3分の1が国保特別会計での実質的な負担増。
- ・また、令和5年度に限り、国から出産1件あたり5,000円が国保に補助される予定。

(3) その他

- ・条例の改正案は令和5年3月定例会に上程予定。
- ・出産育児一時金50万円の根拠は、令和5年度の全国の出産費用の平均額見込。

3. 均等割の軽減判定所得の拡充

(1) 概要

低所得者世帯の負担軽減のため、一定の所得の方は均等割額が軽減されますが、経済動向等を踏まえ、令和5年度から軽減対象となる判定所得が拡充される予定です。

【均等割の軽減判定所得】※前年の世帯の所得が下記の金額以下の世帯が対象

	令和4年度	令和5年度
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等数-1)	変更なし
5割軽減	43万円+28.5万円×被保険者等数 +10万円×(給与所得者等数-1)	43万円+29万円×被保険者等数 +10万円×(給与所得者等数-1)
2割軽減	43万円+52万円×被保険者等数 +10万円×(給与所得者等数-1)	43万円+53.5万円×被保険者等数 +10万円×(給与所得者等数-1)

《参考》均等割額一覧

	基本	7割軽減後	5割軽減後	2割軽減後
基礎課税分(医療分)	2万9,000円	8,700円	1万4,500円	2万3,200円
後期高齢者支援金等分	1万0,500円	3,100円	5,200円	8,400円
介護納付金分	1万1,500円	3,400円	5,700円	9,200円
合 計	5万1,000円	1万5,200円	2万5,400円	4万0,800円

※介護納付金分は、40歳～64歳の方のみ課税される。

※税額は区分毎に100円単位とするため、軽減後の100円未満の額は切り捨てている。

(2) 拡充による影響

- ・軽減判定所得の拡充により、これまで2割軽減であった世帯の一部に5割軽減が適用され、軽減の対象外であった世帯の一部に2割軽減が適用される。
- ・具体的な影響額は現在試算中。
- ・軽減が拡充されて減少となる保険税については、国が定めた繰出基準によって全額が一般会計から繰入れられるため、国保特別会計での実質的な負担はない。

(3)その他

- ・軽減判定所得の元となる地方税法施行令は3月末に改正される予定。
- ・したがって、本市の条例改正は令和5年度の臨時会にて上程予定。

4. 産前産後期間の保険税の免除

(1)概要

子育て世帯への支援を強化するため、出産する被保険者の産前・産後期間相当の4か月間の保険税が令和6年1月から免除される見込みです。

(2)免除による影響

- ・国の改正法案提出はこれからであり、詳細は固まっていないが、免除される保険税の2分の1は国が負担し、都道府県と市町村がそれぞれ4分の1を負担する案が検討されている。

(3)その他

- ・法改正がこれからであるため、本市での条例改正についても未定。